

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和3年9月1日 第20号
件名	「文京区公園再整備基本計画」に基づく公園再整備についての「意見交換会」を「まん延防止等重点措置」の適用期間中は開催せず、オンラインや動画配信などを通じて意見交換を進めることを求める請願
請願者	文京区千石四丁目35番16号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹介議員	海津 敦子 国府田 久美子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

## 請願理由

文京区では平成23年度に策定した「文京区公園再整備基本計画」に基づいて公園再整備を進めており、再整備に当たっては「意見交換会」等を実施し、地域の区民の意見や要望を聞きながら計画をまとめることになっています。しかし、区は「非常事態宣言」（以下、「宣言」といいます）の発令中は「意見交換会」を開催しないものの、「まん延防止等重点措置」（以下、「重点措置」といいます）の適用期間においては開催しようとしており、実際に「文京宮下公園（文京区千石四丁目23番）」の「第3回意見交換会」は、「重点措置」適用下であった令和3年4月26日に開催することになっていました。（※この時の「重点措置」適用期間は4月12日～5月11日で、その後、「宣言」発令により延期となりました）

令和3年4月9日の東京都の発表によると、「重点措置」に関し「新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、人流の抑制を最優先に、以下の要請を実施」とあり、都民に「日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛」を求め、「医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請」と明記しています。

公園再整備の「意見交換会」が「不要不急」であるとする合理的根拠はなく、「重点措置」適用下で開催するにしても、「デルタ株」や「ラムダ株」など感染力が強いとされる変異株に対する強力な感染防止対策が欠かせません。区民の安全・安心に最大限の努力を払い、区民の感染リスクを最小限に抑えるという自治体の使命を踏まえれば「重点措置」適用下では開催せず、オンラインや動画配信などを通じて意見交換を進めることが望まれます。そこで区長に下記を働きかけていただくよう貴議会にお願いいたします。

## 請願事項

- 1 「文京区公園再整備基本計画」に基づく公園再整備についての「意見交換会」を「まん延防止等重点措置」の適用期間中は開催せず、その代わりオンライン「意見交換会」の開催を検討してください。
- 2 区からの新たな説明や公園再整備受託企業からの情報提供等は区のHPを通じて動画配信するなど、対面による「意見交換会」よりも幅広い区民から多くの意見や提案、要望を募れるような工夫をしてください。